

調査結果報告書

三田市行政監察員 竹村正樹 印

通報受理日	令和3年7月1日	
通報の形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・面接</li> <li>・郵便</li> <li>・電子メール</li> <li>・F A X</li> </ul>	( 時 分～ 時 分)
通報者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実名(※ )</li> <li>・匿名</li> </ul>	所属部署
通報内容	<p>1. ████████は新型コロナウイルス対応のため、時間外労働上限規制を超えた過度な時間外勤務を命令し、また休日も出勤させているため、職員は心身に過度な負担を強いられている。このことはパワーハラスメントに該当する行為である。</p> <p>2. また、このことは三田市職員安全衛生規則に違反していることであり、総括安全衛生管理者はこのことを知りながら、時間外労働の抑制を行っていないことは問題であり、違法行為に該当すると考える。</p>	
調査経過	<p>令和3年7月1日 公益目的通報をFAXで受理</p> <p>同年7月5日 市長に受理報告書を提出、事務局に調査依頼</p> <p>同年8月18日 事務局より関係資料を受理、ヒアリング</p> <p>同年8月27日 事務局より追加資料を受理</p>	
調査結果	<p>1. 時間外勤務の実態</p> <p>ワクチン接種体制確保担当の専任職員の令和3年6月及び7月の時間外勤務時間を見ると、いずれの月も、7名中6名の職員で100時間を超えている。また、7名中3名の職員は、令和3年3月から同年7月まで5カ月連続で月の時間外勤務時間が100時間を超えている。</p> <p>2. 上記1の実態が存在すること自体が労働安全衛生法及び三田市職員安全衛生規則に直ちに違反するとは言えないが、労働基準法では、仮に臨時的な特別の事情があっても100時間を超過する残業は禁止されている。</p> <p>もともと、労働基準法第33条は、公務のために臨時の必要がある場合の例外規定を置いている。災害その他避けることのできない事由に直接または付随的に関係する業務を行う場合は、臨時の必要がある場合に含まれる。</p> <p>市は、「職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則」で、大規模災害への対処その他の重要な業務であって特に緊急に処理することを要するものと任命権者が認める「特例業務」については、通常的时间外勤務規制(時間及び月数の上限)を適用しないと定めている。</p>	

3. 本件を見ると、上記1の原因が新型コロナウイルス感染症対応であることは明らかである。保健所業務の多忙について頻繁に報道等されており、通報者が指摘する長時間残業は本市に限ったことではない。事務局から取り寄せた資料によると、本件通報前の令和3年4月～7月の市全体の時間外勤務時間は28,431時間で、令和2年度の22,187時間と比較し28%増加しており、新型コロナウイルス感染症対策業務によって時間外勤務時間が増大したと推測される。

新型コロナウイルス感染症対応は、地震、津波、風水害等と同様、急病への対応その他の人命または公益を保護するために必要であることは明らかである。

よって、新型コロナウイルス感染症対応業務に直接または付随的に携わる職員に対しては、労働基準法第33条及び市条例の適用があり、上記1の実態があったとしても、直ちに法違反とはならない。

4. ただし、所属長や総括安全衛生管理者には、健康障害を引き起こすおそれがある現在の時間外勤務実態を改善し、職員の健康保持・増進を図ることが求められる。また、事案の性質上、個別の所属での対応には限界があり全市的な対応が必要なので、この点について別途の考察が必要である。

市では、新型コロナウイルス感染症対策に係る体制として、令和3年1月に当時室長求職員1名、係長級職員2名、一般職員1名を兼務、一般職1名を選任という形の5名体制でスタートさせた。以降、急激な業務量の増大に合わせて正規職員を随時人事異動により補充するとともに、6月には看護師1名を任期付正規職員として採用した。8月1日現在、正規の専任職員は13名の体制で従事している。加えて3月以降は会計年度任用職員を随時採用しており、14名の職員が従事している。

本市においては、9月29日現在で55.3%の市民が既に2回目の接種を終えており（三田市ワクチンメーター）、担当職員らの過度な時間外勤務は今後減少していくと見込まれる。

5. まとめ

以上のとおり、通報があった時点の時間外勤務実態について、法令に違反すると判断することはできない。

また、市は、新型コロナウイルス感染症対応に全力を尽くす一方で職員の時間外勤務実態を改善すべく、職員の配置の見直しや採用等を行っている。

今後ともできる限りの工夫をするとともに、所属長、総括安全衛生責任者らは、職員の職場における健康の保持・増進に一層努めていただきたい。

以上

添付資料の内訳

備考

※ 実名は、本人が特に報告の希望を明示したときにのみ記入する。

※ 書ききれないときは、別紙による。